

高度地区

高度地区は市街地の環境を維持し、または、土地利用の増進を図るために、一定区域を建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるものです。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
第 1 種 高度地区	約1,127.2ha	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5mを加えたもの以下とする。	
第 2 種 高度地区	約544.1ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを越える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	
第 3 種 高度地区	約19.7ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを越える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	